

経過措置指導医申請における基本プログラムの受講確認について

2019年8月

基本プログラムは以下の7科目×7時間=49時間の受講が必要となります。

- 1 公衆衛生総論
- 2 保健医療政策
- 3 疫学・医学統計学
- 4 行動科学
- 5 組織経営・管理
- 6 健康危機管理
- 7 環境・産業保健

○社会医学系専門医協会構成8学会の学術大会時の研修会受講の場合：受講票

2017、2018年度の社会医学系専門医協会構成8学会の学術大会において、基本プログラムの研修会（科目単位）が実施されてきました。受講確認方法として、科目修了者には受講票を交付しています。

○Eラーニング受講の場合：レポート作成（視聴日時の記入が必須です）

学会の学術大会等での研修会の映像やスライドをEラーニングで見ることができず。受講確認方法として、1科目につきA41枚程度のレポートを作成していただきます（各項目毎100文字以上で記入すること）。

○大学院での受講（2012年以降のもの）：修了証等

- ・MPHプログラムを提供する専門職大学院
- ・専門職大学院以外の、MPHプログラムを提供する大学院

（参考：基本プログラムの全部または一部とみなす大学院については、下記参照）

2018/07/11 「基本プログラムにおける大学院・国立保健医療科学院等の課程及び正教科目の扱いについて」の審査結果について

- ・上記以外（博士課程を含む）については、大学院からの申請に基づき科目単位で審査することになっておりますので、出身大学院の博士課程等責任者から社会医学系専門医協会への科目単位の基本プログラムのみなし申請をお願いしてください。

○国立保健医療科学院専門課程I分割前期の受講（2012年度以降のもの）：修了証

○産業医科大学産業医学基本講座の受講（2017年度以降のもの、それより前の受講者を対象に開催された追加プログラムの受講者を含む）：修了証